

資源リサイクル学2008 (選択)

環境システム学科
宮脇 健太郎
循環型社会形成推進基本法と
各種リサイクル法(1)

循環型社会形成推進基本法

- ✳ 「大量生産・大量消費・大量廃棄」 → 「循環型社会」
- ✳ 平成11年 環境省中央環境審議会
- ✳ 平成12年 閣議決定, 国会
- ✳ 平成13年 全面施行

目的

- ✳ 環境基本法の基本理念, 循環型社会形成の基本原則
- ✳ 国, 地方公共団体, 事業者, 国民の責務の明確化
- ✳ 循環型社会形成推進基本計画
- ✳ 施策の総合的・計画的推進
- ✳ 国民の健康で文化的な生活の確保

定義

循環型社会(法1)

- ✳ 製品等が廃棄物となることが抑制
- ✳ 製品等が循環資源となった場合, 適正な循環的な利用が促進
- ✳ 循環的な利用が行なわれない場合, 適正な処分
- ✳ 天然資源消費抑制, 環境負荷をできる限り低減される社会

廃棄物等(法2)

- ✳ 廃棄物, 使用又は使用されずに収集・廃棄された物品, 製品の製造, 加工, 修理, 販売, エネルギーの供給, 土木建築工事, 農畜産物の生産など, 人の活動に伴い副次的に得られた物品

- ✳ 循環資源
 - 廃棄物等のうち有用なもの
- ✳ 循環的な利用
 - 再使用, 再生利用, 熱回収
- ✳ 再使用
 - 循環資源を製品としてそのまま使用, 又は, 全部又は一部を製品の部品などとして使用
- ✳ 再生利用
 - 循環資源の全部又は一部を原材料として利用
- ✳ 熱回収
 - 循環資源の全部又は一部が燃焼用に利用できるもの, その可能性があるものを, 熱を得ることに利用

循環型社会形成の基本原則

- ✳ 技術的、経済的な可能性の踏まえ、環境負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展できる社会の実現が推進されるよう行動
- ✳ 必要な措置を、国、地方公共団体、事業者、国民で、適切な役割分担と費用の公平な負担で行なう。
- ✳ 原材料は効率的に利用、製品はなるべく長期間使用、廃棄物等となることができるだけ抑制

循環型社会形成の基本原則(続き)

- ✳ 循環資源については、できる限り循環的利用をし、利用・処分は環境保全に支障が生じないように適正に行なう。
- ✳ 自然界の適正な物質循環の確保、その他の環境保全に関する施策相互の有機的な連携を図られるようにする。

循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則(法7)

- ✳ 技術的、経済的に可能な範囲で、
 - 再使用できるものは再使用
 - 再生利用できるものは再生利用
 - 熱回収できるものは熱回収
 - これらの循環的利用が行なわれないものは処分

関係者の責務

- ✳ 国
 - 基本原則にのっとり、基本的総合的な施策を策定し、実施する
- ✳ 地方公共団体
 - 適正な循環利用・処分の実施と自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する
- ✳ 事業者
 - 廃棄物となることを抑制、循環的な利用、自らの責任において適正に処分（排出者責任）
 - 製品、容器などの製造販売を行なう事業者は、廃棄物となることの抑制措置、設計で適正な循環的利用、処分が行なえるようにする。循環資源となったものを自ら引き取り、引渡し、適正に循環利用を行なう。（拡大生産者責任）
 - 循環資源の適正な利用、再生品使用、国・地方公共団体の実施する施策に協力

✳ 国民

- 製品の長期間使用、再生品使用、循環資源の分別・回収への協力により、廃棄物となることを抑制し、循環的利用を促進するように努め、適正な処分に関し国・地方公共団体の施策に協力
- 製品・容器などが循環資源となったものを、事業者適切に引き渡す

国の主な施策

- ✳ 法制上、財政上の措置
- ✳ 循環型社会形成推進基本計画
- ✳ 事業者・国民が発生抑制する為の措置
- ✳ 適正な利用・処分するための措置
- ✳ 再生品の使用を促進する措置
- ✳ 事業者が製品・容器などの事前評価を行い、循環的利用・処分に伴う環境負荷低減を図るための措置
- ✳ 規制等の措置
- ✳ 環境保全上の支障の除去に関し、原因事業者に現状回復費用等を負担させる措置
- ✳ 発生抑制に係わる経済的措置